

市政情報

有害鳥獣の被害にあったら



アライグマ
特徴：しっぽにしま模様がある



ハクビシン(白鼻芯)
特徴：鼻に白い筋がある

アライグマやハクビシンなどの有害鳥獣による被害の相談が数多く寄せられています。農作物を食べ荒らされている、天井から足音がする又は天井にシミができるなどで困っている人は、ご相談ください。

また、アライグマやハクビシンは凶暴で鋭い歯や爪を持っています。病原菌等を持っている可能性もありますので、近づかないでください。※わなの設置や捕獲には許可や免許などが必要です。

☎【農業被害】農政課

☎21-1400
☎23-7700

【家屋被害】環境政策課

☎63-5006
☎23-7700



市HP

農地転用には許可が必要です

農地転用とは

農地を宅地、工場用地、道路、資材置場などの用途に転換することです。

一時的な農地転用

農地を一時的な資材置場、作業員仮宿舍、砂利採取場などにする場合も農地転用になります。

農地を転用するには

農用区域外の農地の転用は、市街地への近接度合い、農地転用の確実性などによって審査が行われます。農用区域内の農地は、原則として農地転用が認められていません。農地を転用するためには、農用区域からの除外手続きをし、転用申請を行う必要があります。また、地域計画区域内の農地は、あらかじめ地域計画の変更が必要です。市街化区域内の農地は、農業委員会へ届出をすれば転用することができます。

無断転用には厳しい措置

無断転用者には、県が工事等を中止させ、元の農地に復元させることができます。これに従わない場合は、罰則の適用もあります。

☎【農業委員会事務局】

☎21-1433
☎23-7700



市HP

浄化槽の法定検査の受検

浄化槽をお使いの人は年1回の法定検査を受検することが法律で義務付けられています。法定検査は、浄化槽の清掃や保守点検が定期的に行われ、浄化機能が十分に発揮されているかを水質等により確認する検査です。浄化槽を使用していて法定検査を実施していない人は、指定検査機関に連絡し、検査の手続きをしてください。

検査手数料 5,000円(10人槽以下の浄化槽の場合)

☎・☎(一社)埼玉県環境検査研究協会(埼玉県知事指定検査機関) ☎048-778-8700



市HP



講座・教室・イベント

就農相談ウィーク

☎2月15日(土)～21日(金)午前8時30分～午後7時

☎農政課

☎市内で農業に取り組みたい人

☎就農に当たり、何をすればよいのかなどについて、お気軽にご相談ください。

☎・☎2月10日(月)までに電話又は

☎で農政課へ。

☎21-1400 ☎23-7700

※メール本文に希望日時と就農に向けて聞きたい内容を記載してください。



農政課



市HP

社会教育講座「自分自身の資産について考えよう」

令和の時代に対応した資産形成の必要性と運用方法のコツをお伝えします。

☎2月21日(金)午後2時～3時30分(受付は午後1時30分から)

☎高坂市民活動センター

☎市内在住・在勤・在学の人

☎30人(申込順)

☎講師 埼玉りそな銀行職員

☎持 筆記用具、いきいきパス・ポイントカード(対象希望者のみ)

☎・☎2月10日(月)～13日(木)午前8時30分～午後5時に電話で生涯学習課へ。

☎21-1431

☎23-2239



市HP

浄化槽の各種届出

浄化槽法の規定により、転入・転出等をする人は次の届出書を環境センターへ提出してください。

なお、様式は市HPからダウンロードできます。

届出の種類	内容	提出期間
浄化槽使用開始報告書	使用を開始したとき	開始した日から30日以内
浄化槽使用廃止届出書	使用を廃止したとき	廃止した日から30日以内
浄化槽管理者変更報告書	管理者を変更したとき	変更した日から30日以内
浄化槽技術管理者変更報告書	技術管理者を変更したとき(処理対象人員が501人以上の施設)	変更した日から30日以内
浄化槽使用休止届出書	使用を休止したとき	使用を休止するための清掃を行ったとき
浄化槽使用再開届出書	使用を再開したとき	使用を再開した日から30日以内

☎・☎環境センター ☎24-2888 ☎24-2838



市HP

草木染体験教室～早春の樹木～

☎2月21日(金)午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

☎化石と自然の体験館

☎対 15歳以上の人(中学生は除く)

☎定 各回10人(申込順)

☎内 山桜やびわの枝葉から色素を抽出してストールを染めます。お出かけが楽しくなる春色です。

※素材は変わることがあります。

☎費 2,300円(材料費等)

☎持 汚れても良い服装、ゴム手袋、エプロン

☎・☎2月4日(火)午前9時から電話又はHPで化石と自然の体験館へ。

☎35-3892

☎35-3900



化石と自然の体験館

ひな祭りに飾るフラワーアレンジメント講座



※写真はイメージです。

☎2月28日(金)午前10時～正午

☎高坂市民活動センター

☎市内在住・在勤・在学の成人

☎12人(申込順)

☎内 雛祭りを彩る華やかなフラワーアレンジメントを作ります。初心者でも大歓迎です。自分で作ったお花を飾ってみませんか。

☎講師 一葉式いけ花ひまわりクラブ 田中泉春さん

☎費 2,000円(材料費)

☎持 はさみ、汚れても構わないタオル、新聞紙2枚、ごみ入用ビニール袋

☎・☎2月3日(月)～18日(火)に直接、電話又はFAXで高坂市民活動センターへ。

☎34-3730 ☎34-3845

「防災行政無線戸別受信機」の無償貸与

防災行政無線の放送内容を自動で受信する「戸別受信機」を無償で貸与しています。

☎防災行政無線の放送が聞こえづらい世帯・施設

※貸与は、1世帯・1施設に1台とします。

※在庫がなくなり次第、貸与は終了となります。

※ご自身のスマートフォンや携帯電話、パソコンで「東松山いんぷおメール」に登録すると(11ページ参照)、防災行政無線による放送内容をメールで受信することができます。なお、東松山いんぷおメールで配信した放送内容は、市HPでも確認できます。(注意) 定時放送の内容は、原則、配信されません。

☎・☎危機管理防災課

☎21-1405 ☎22-7799



市HP